

## 広島県告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十七年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

三次市青河町字明光山九二から九四まで、九八から一〇三まで、甲一〇四、字淵谷一から一四まで、一一六、一二二から一二四まで、一二六、一二七、一三三から一三八まで、下志和地町字明光山六三八、六三九の一、六四〇の一、六四一、六四二、六七五、六七七の一、六七七の二、六七八から六八二まで、六八五から六八八まで、字鷹巢六八九から六九二まで、六九五から七〇〇まで、七〇二から七〇五まで、七一五の二、七一六、七一七

### 二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)